

(IV-10) 紛争鉱物問題への対応

コンゴ民主共和国での紛争に伴う人権侵害や環境破壊等に加担しないために、コンゴ民主共和国及び隣接国で不法に採掘された紛争鉱物を含む原材料、部品、製品等の調達及び使用をしない。また、そのための適切な取り組み等を実施する。

- ・ 隣接国とは、1)南スーダン共和国、2)中央アフリカ共和国、3)コンゴ共和国、4)ウガンダ共和国、5)ルワンダ共和国、6)ブルンジ共和国、7)アンゴラ共和国、8)タンザニア連合共和国、9)ザンビア共和国 である。
- ・ 紛争鉱物とは、タンタル、錫、タングステン、金の4鉱物である。また、不法に採掘された紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国及び隣接国の武装集団の直接間接の資金源となっているまたは利益をもたらす、当該4鉱物である。
- ・ 適切な取り組み等を実施するとは、次の事項を実施いただくことである。
 - 1)貴社の紛争鉱物問題への対応方針を定めること。
 - 2)紛争鉱物に関連する法令とその運用規則に規定された内容について、自主的にまたは顧客からの要請に沿い、誠実に実施すること。

以上